

第8章(8-1:教員の資格と評価)に係る取扱いについて

1. 趣旨

「基準8-1-1」及び「基準8-1-2」に係る判断の一要素として、「教育を行う上での基幹となる教員組織に、教育上必要な教員が配置されているかどうか」という「教員組織」に視点を置いた観点から、これを構成する専任教員等につき、それぞれが担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目等を担当するにふさわしい教育研究業績等の有無に関する調査・分析を行う。

なお、各法科大学院においては、予備評価段階は学年進行中であり、「文部科学省大学設置・学校法人審議会大学設置分科会」(以下、設置審という。)における「法科大学院専門委員会」等において、専任教員に対する教員資格審査が行われ、専任教員についてはその質が確保されているところである。

基準8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

基準8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。(各号は省略)

2. 対象・実施時期

(対象) 本評価のみ (実施時期) 平成19年度以降

3. 実施体制

教員の授業科目適合性の調査を行う「教員組織調査専門部会」(以下、専門部会という。)を設置する。

専門部会の委員構成については、原則として、公法系(憲法、行政法) 民事系(民法、商法、民事訴訟法) 刑事系(刑法、刑事訴訟法) 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法曹三者からの、法科大学院に関し高く広い識見を有する大学関係者及び法曹関係者等とする。

4. 実施方法

(1) 調査方法

「教育上必要な教員」に関して、その調査は、調査対象教員について、個人の教育者としての資格としてではなく、当該教員が担当する授業科目の内容に即して、当該授業科目等を担当するにふさわしい教育研究業績等の有無により行う。

法律基本科目群の7科目(公法系(憲法、行政法) 民事系(民法、商法、民事訴訟法) 刑事系(刑法、刑事訴訟法)) 法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の3科目群のそれぞれの区分で調査する。なお、例えば実務家教員が研究者教員と共同して担当する場合には、それぞれその担当する部分について判定する。

調査対象教員は、１）専任教員（専任、専・他、みなし専任教員）、２）法律基本科目または必修科目を担当する兼任教員及び兼任教員とする。

判断の目安については、以下のとおりとする。

法科大学院における教員の授業科目の適合性の調査に当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることに鑑み、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行う能力を特に重視する。その能力の判定については、教育上の経歴・経験のほか、職務上の実績（理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績）、理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績などを総合的に考慮し、各教員が担当する授業科目に対応させて調査するものとする。

また、特に以下の点に考慮することとする。

《１－１》専任の研究者教員については、原則として法科大学院における２年以上の教育経験年数を必要とする。ただし、法科大学院以外の大学・大学院における教育経験年数の２分の１の年数を、法科大学院の教育経験年数に算入することができる。また、教育経験期間の算定にあたっては、留学期間、在外研究員期間及び研究専念期間はこれに含めるが、休職期間及び停職期間はこれに含まない。

《１－２》前項の規定にかかわらず、専任の研究者教員のうち上限２割については、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等）がある場合には、教育経験年数を問わないものとする。

《１－３》専任の実務家教員については、実務経験としておおむね５年以上を必要とするが、教育経験の有無を問わない。

また、法律基本科目などの理論的・体系的性質の強い授業科目を担当する場合、当該授業科目に関連する論文・著作等、その担当能力を示す研究業績等（ここでいう「研究業績」には、判例評釈、理論的な実務上の実績などを含む）及び職務上の経歴・実績等を考慮することにより判定する。

《２－１》兼任・兼任の研究者教員については、原則として専任の研究者教員の取扱いに準ずる。ただし、当該教員が担当する授業科目が複数教員で実施されており（オムニバス形式の授業科目など）、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合については、原則として法科大学院または大学・大学院での教育経験として１年以上の教育経験年数を必要とするが、高度の法学専門教育の能力を示す研究業績（博士の学位論文やそれに準ずる論文・著作等）がある場合には、教育経験年数を問わないものとする。

《２－２》兼任・兼任の実務家教員については、原則として専任の実務家教員の取扱いに準ずる。また、当該教員が担当する授業科目が複数

教員で実施されており（オムニバス形式の授業科目など）、当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり当該教員が責任担当者でない場合についても、《1 - 3》と同様に取り扱う。

当面の間、設置審における「法科大学院専門委員会」等において授業科目に対する適格（「P可」）を得た調査対象教員については、原則として、当該適格を得た授業科目の分野または同種の授業内容に該当する授業科目を担当する場合は、適格として取り扱う。

当該適格を得た授業科目の分野または同種の授業内容とは、法律基本科目においては、原則として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の各分野に該当する授業科目。法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目においては、個々の授業科目の内容について、同種の授業内容に該当する授業科目。

ただし、民法科目については、財産法と家族法の分野に区分。
商法については、会社法と会社法以外の分野に区分。

（2）提出時期

評価実施年度6月末までに対象法科大学院から提出された自己評価書に併せて、調査の対象となる教員の業績調書等を提出する。

（3）調査結果の評価報告書に対する取扱い

調査結果は、改善点として指摘する必要がある場合、あくまでも、評価報告書（評価結果）において、一般的な内容（授業科目名、分野、教員の氏名・人数等を伏した内容）による改善点として指摘するにとどめることとし、具体的内容を記載した教員ごとの調査結果として、評価報告書（評価結果）や資料等への記載までは行わない。